

【医師用】

意見書

石山くじら保育園 園長 宛

園児名

病名「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名 印又はサイン

保健所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

医師が記入する意見書が必要な感染症	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
	風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失してから
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が消失してから
	結核		感染のおそれがなくなってから
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること （抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
	腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの